

平成27年11月30日
(第9回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正 について	----- 1~ 2
議案第 2号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部 改正について	----- 3~ 4
議案第 3号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	----- 5~21
議案第 4号	専決処分について	-----22~28
議案第 5号	平成27年度美瑛町一般会計補正予算について	-----29~34
議案第 6号	平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算に ついて	-----35~40
議案第 7号	平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算に ついて	-----41~46
議案第 8号	平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 について	-----47~52
議案第 9号	平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について	-----53~54
議案第10号	平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	-----55~56
議案第11号	請負契約の締結について	-----57
報告第 1号	専決処分について	-----58

議案第1号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定に

よる改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第2号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定に

よる改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第3号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第5項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1（第3条関係）及び別表第2（第3条関係）を次のように改める。
別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000

	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
再任用職員 以外の職員	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	

36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500

65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100	
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400	
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600	
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800	
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100	
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400	
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600	
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800	
94		293, 600	341, 400	380, 200	392, 100	

95	294,000	341,900	380,600	392,400
96	294,400	342,300	381,000	392,600
97	294,600	342,400	381,400	392,800
98	294,900	342,900	381,800	393,100
99	295,300	343,300	382,200	393,400
100	295,700	343,600	382,600	393,600
101	295,900	343,900	383,000	393,800
102	296,200	344,300	383,400	394,100
103	296,600	344,700	383,800	394,400
104	296,900	345,100	384,200	394,600
105	297,100	345,600	384,600	394,800
106	297,400	346,000	385,000	
107	297,800	346,400	385,400	
108	298,100	346,800	385,800	
109	298,300	347,300	386,200	
110	298,700	347,700	386,600	
111	299,100	348,000	387,000	
112	299,400	348,300	387,400	
113	299,500	348,800	387,800	
114	299,800			
115	300,100			
116	300,500			
117	300,700			
118	300,900			
119	301,200			
120	301,500			
121	301,900			
122	302,100			
123	302,400			
124	302,700			

	125		303,000				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

単位 円

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
再任用職員	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
以外の職員	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500

22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700

52	218, 800	256, 800	294, 800	324, 300	366, 900	401, 000
53	219, 500	257, 900	296, 200	325, 400	367, 700	401, 300
54	220, 400	259, 300	297, 700	326, 400	368, 500	401, 600
55	221, 200	260, 700	299, 100	327, 500	369, 400	401, 900
56	222, 200	262, 100	300, 600	328, 500	370, 300	402, 200
57	222, 900	263, 100	301, 900	329, 000	370, 800	402, 500
58	223, 800	264, 400	303, 100	329, 900	371, 600	402, 800
59	224, 600	265, 700	304, 300	330, 700	372, 400	403, 100
60	225, 400	267, 000	305, 700	331, 600	373, 200	403, 500
61	226, 300	268, 000	307, 000	332, 400	373, 600	403, 700
62	227, 200	269, 200	308, 200	332, 700	374, 300	404, 000
63	228, 100	270, 500	309, 500	333, 300	375, 000	404, 300
64	229, 200	271, 800	310, 700	334, 000	375, 700	404, 600
65	229, 900	272, 800	312, 100	334, 600	376, 100	404, 800
66	230, 700	273, 900	312, 900	335, 300	376, 700	
67	231, 500	275, 000	313, 700	336, 000	377, 400	
68	232, 400	276, 100	314, 500	336, 700	378, 000	
69	233, 100	277, 200	315, 100	337, 400	378, 400	
70	233, 800	278, 200	315, 800	337, 900	378, 900	
71	234, 500	279, 300	316, 500	338, 500	379, 400	
72	235, 200	280, 400	317, 100	339, 100	379, 900	
73	235, 900	281, 300	317, 800	339, 400	380, 500	
74	236, 700	282, 000	318, 000	340, 000	381, 000	
75	237, 500	282, 500	318, 600	340, 500	381, 600	
76	238, 300	283, 300	319, 200	341, 100	382, 200	
77	238, 900	284, 100	319, 800	341, 600	382, 700	
78	239, 500	284, 700	320, 300	342, 100	383, 200	
79	240, 100	285, 300	320, 800	342, 600	383, 700	
80	240, 700	285, 900	321, 300	343, 000	384, 200	

81	241, 100	286, 600	321, 900	343, 300	384, 500
82	241, 500	287, 100	322, 400	343, 600	385, 000
83	241, 900	287, 500	322, 800	344, 000	385, 400
84	242, 300	287, 900	323, 300	344, 300	385, 800
85	242, 700	288, 100	323, 800	344, 800	386, 200
86		288, 300	324, 200	345, 100	386, 600
87		288, 500	324, 400	345, 400	387, 000
88		288, 700	324, 800	345, 700	387, 400
89		289, 100	325, 200	346, 100	387, 800
90		289, 300	325, 600	346, 400	
91		289, 500	326, 000	346, 800	
92		289, 700	326, 400	347, 100	
93		290, 100	326, 700	347, 500	
94		290, 300	326, 900	347, 800	
95		290, 500	327, 300	348, 100	
96		290, 800	327, 600	348, 400	
97		291, 200	327, 800	348, 700	
98		291, 500	328, 100	349, 100	
99		291, 700	328, 400	349, 500	
100		292, 000	328, 700	349, 900	
101		292, 300	328, 900	350, 400	
102		292, 500	329, 200	350, 800	
103		292, 700	329, 600	351, 200	
104		293, 000	329, 800	351, 600	
105		293, 300	329, 900	352, 100	
106			330, 200		
107			330, 600		
108			330, 800		
109			331, 000		
110			331, 400		

	111			331,800			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

別表第2 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (二)

単位 円

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500

21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000

51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200

81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,900
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,400
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,900
97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,300
98	284,000	316,100	349,300	367,000	393,800
99	284,600	316,700	349,800	367,500	394,300
100	285,500	317,400	350,200	368,000	394,800
101	286,300	317,800	350,700	368,600	395,200
102	287,100	318,400	351,100	369,100	395,700
103	287,900	319,000	351,600	369,600	396,200
104	288,700	319,600	352,000	370,000	396,700
105	289,400	320,000	352,300	370,600	397,100
106	289,900	320,500	352,800	371,100	397,700
107	290,400	321,000	353,200	371,600	398,300
108	290,900	321,500	353,500	372,100	398,700
109	291,100	321,900	354,000	372,700	399,100

110	291, 400	322, 300	354, 500	373, 100
111	291, 600	322, 600	355, 000	373, 600
112	292, 000	322, 900	355, 500	374, 100
113	292, 300	323, 300	356, 000	374, 700
114	292, 500	323, 700	356, 500	375, 200
115	292, 900	324, 100	357, 000	375, 700
116	293, 200	324, 400	357, 400	376, 200
117	293, 500	324, 600	357, 800	376, 700
118	293, 800	324, 900	358, 200	377, 200
119	294, 100	325, 300	358, 700	377, 700
120	294, 500	325, 500	359, 200	378, 200
121	294, 800	325, 700	359, 600	378, 700
122	295, 200	326, 000	360, 100	379, 200
123	295, 500	326, 300	360, 600	379, 700
124	295, 900	326, 600	361, 100	380, 200
125	296, 100	326, 800	361, 400	380, 700
126	296, 300	327, 100	361, 900	381, 200
127	296, 600	327, 500	362, 400	381, 700
128	297, 000	327, 700	362, 900	382, 200
129	297, 200	327, 800	363, 300	382, 700
130	297, 500	328, 100	363, 800	
131	297, 900	328, 500	364, 300	
132	298, 300	328, 700	364, 800	
133	298, 500	329, 000	365, 300	
134	298, 800	329, 400	365, 800	
135	299, 200	329, 800	366, 300	
136	299, 500	330, 200	366, 800	
137	299, 700	330, 500	367, 300	
138	300, 000	330, 900	367, 800	
139	300, 400	331, 300	368, 300	

140	300,700	331,700	368,800
141	300,900	332,000	369,300
142	301,300	332,400	
143	301,700	332,700	
144	302,000	333,100	
145	302,100	333,400	
146	302,400	333,800	
147	302,700	334,200	
148	303,100	334,600	
149	303,300	334,900	
150	303,500	335,300	
151	303,800	335,700	
152	304,100	336,100	
153	304,500	336,400	
154	304,700		
155	304,900		
156	305,200		
157	305,500		
158	305,800		
159	306,100		
160	306,400		
161	306,800		
162	307,100		
163	307,400		
164	307,700		
165	308,100		
166	308,400		
167	308,700		
168	309,000		

	169	309,400				
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900

第2条 美瑛町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第5項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による美瑛町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第20条第2項及び附則第5項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第4条 適用日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、

給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 2 適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 適用日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第16条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第 号）附則第4条第1項から第3項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第4号

専決処分について

平成27年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

専決年月日 平成27年11月18日

平成27年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）

平成27年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,188,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月18日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,451,037	500	4,451,537
	1 地方交付税	4,451,037	500	4,451,537
歳入合計		11,188,400	500	11,188,900

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,025,883	500	2,026,383
	1 総務管理費	1,974,729	500	1,975,229
歳出合計		11,188,400	500	11,188,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,451,037	500	4,451,537
	1	地方交付税	4,451,037	500	4,451,537
		1 地方交付税	4,451,037	500	4,451,537

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	500	1 普通交付税

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2					
	総務費	2,025,883	500	2,026,383	500
1	総務管理費	1,974,729	500	1,975,229	500
	2 一般管理費	72,978	500	73,478	500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 交 際 費	500	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 慶弔費別費 交際費	500 500 (500)

議案第5号

平成27年度 美瑛町一般会計補正予算（第9号）

平成27年度美瑛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,201,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,451,537	12,176	4,463,713
	1 地方交付税	4,451,537	12,176	4,463,713
12 分担金及び負担金		23,325	24	23,349
	1 負担金	23,325	24	23,349
歳入合計		11,188,900	12,200	11,201,100

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,026,383	12,880	2,039,263
	1 総務管理費	1,975,229	12,880	1,988,109
6 農林水産業費		1,439,355	72	1,439,427
	2 耕地費	458,029	72	458,101
8 土木費		1,621,749	△752	1,620,997
	4 都市計画費	814,381	△752	813,629
歳出合計		11,188,900	12,200	11,201,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,451,537	12,176	4,463,713
	1	地方交付税	4,451,537	12,176	4,463,713
	1	地方交付税	4,451,537	12,176	4,463,713
12		分担金及び負担金	23,325	24	23,349
	1	負 担 金	23,325	24	23,349
	2	農林水産業費負担金	4,556	24	4,580

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	12,176	1 普通交付税
1 耕地費負担金	24	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
2							
	総務費	2,026,383	12,880	2,039,263			12,880
1	総務管理費	1,975,229	12,880	1,988,109			12,880
1	職員給与費	1,086,802	8,644	1,095,446			8,644
5	財産管理費	66,511	4,236	70,747			4,236
6	農林水産業費	1,439,355	72	1,439,427	24		48
2	耕地費	458,029	72	458,101	24		48
3	基幹水利施設管理費	20,570	72	20,642	負担金 24		48
8	土木費	1,621,749	△752	1,620,997			△752
4	都市計画費	814,381	△752	813,629			△752
2	公共下水道費	212,987	△752	212,235			△752

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	1,119	1 みんなで創る住みよい町に向けて	8,644
3 職員手当等	5,137	(1) 職員給料	1,119
4 共済費	1,874	一般職給料	(1,119)
19 負担金補助及び交付金	514	(2) 職員手当	5,137
		職員手当等	(5,137)
		(3) 職員共済費	1,874
		共済費	(1,874)
		(4) 退職手当組合負担金	441
		負担金(人)	(441)
		(5) 退職手当組合事前納付金	70
		負担金(人)	(70)
		(6) 福祉協会負担金	3
		負担金(人)	(3)
11 需用費	176	1 みんなで創る住みよい町に向けて	4,236
15 工事請負費	3,910	(1) 財産維持管理事業	4,060
17 公有財産購入費	150	解体工事費	(3,910)
		用地購入費(事)	(150)
		(2) 庁舎維持管理事業	176
		修繕料(維)	(176)
2 給料	4	1 元気のある産業経済のために	72
3 職員手当等	61	(1) 基幹水利施設管理運営事業	72
4 共済費	7	給料(事)	(4)
		職員手当等(事)	(61)
		共済費(事)	(7)
28 繰出金	△752	1 生きいきとした暮らしづくりのために	△752
		(1) 公共下水道事業特別会計繰出金	△752

議案第6号

平成27年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		8,408	744	9,152
	1 繰入金	8,408	744	9,152
歳入合計		43,563	744	44,307

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,444	68	9,512
	1 総務管理費	9,444	68	9,512
2 発電施設費		31,822	676	32,498
	1 施設管理費	31,822	676	32,498
歳出合計		43,563	744	44,307

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		繰入金	8,408	744	9,152
	1	繰入金	8,408	744	9,152
		1 基金繰入金	8,408	744	9,152

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	744	1 基金繰入金

(歳出)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	9,444	68	9,512	68	
			総務管理費	9,444	68	9,512	68	
			一般管理費	9,444	68	9,512	繰入金 68	
2			発電施設費	31,822	676	32,498	676	
	1		施設管理費	31,822	676	32,498	676	
		1	発電事業管理費	31,822	676	32,498	繰入金 676	

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	30	1 みんなで創る住みよい町に向けて	68
		(1) 職員給料	30
3 職員手当等	30	一般職給料	(30)
		(2) 職員手当	30
4 共 済 費	8	職員手当等	(30)
		(3) 職員共済費	8
		共済費	(8)
11 需 用 費	676	1 元気のある産業経済のために	676
		(1) 発電施設施設管理事業	676
		修繕料(維)	(676)

議案第7号

平成27年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,834千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	74	75
	1 繰越金	1	74	75
歳入合計		15,760	74	15,834

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,925	74	3,999
	1 総務管理費	3,925	74	3,999
歳出合計		15,760	74	15,834

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補正額	計
4		繰越金	1	74	75
	1	繰越金	1	74	75
		1 繰越金	1	74	75

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	74	1 繰越金

(歳出)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	3,925	74	3,999		74
			総務管理費	3,925	74	3,999		74
		1	一般管理費	3,925	74	3,999		74

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	4	1 みんなで創る住みよい町に向けて 74
		(1) 職員給料 4
3 職員手当等	81	(2) 職員手当 81
		(3) 職員共済費 6
4 共 済 費	6	(4) 退職手当組合負担金 $\Delta 17$
19 負担金補助 及び交付金	$\Delta 17$	

議案第8号

平成27年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345,603千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		212,987	△752	212,235
	1 繰入金	212,987	△752	212,235
歳入合計		346,355	△752	345,603

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		122,884	△752	122,132
	1 下水道管理費	107,831	△752	107,079
歳出合計		346,355	△752	345,603

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	212,987	△752	212,235
	1 繰入金	212,987	△752	212,235
	1 一般会計繰入金	212,987	△752	212,235

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△752	1 一般管理費繰入金

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		下水道事業費	122,884	△752	122,132	△752	
	1	下水道管理費	107,831	△752	107,079	△752	
		1 一般管理費	51,525	△752	50,773	繰入金 △752	

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△509	1 みんなで創る住みよい町に向けて	△752
		(1) 職員給料	△509
3 職員手当等	△292	(2) 職員手当	△292
		(3) 職員共済費	△181
4 共 済 費	△181	(4) 退職手当組合負担金	183
		(5) 退職手当組合事前納付金	46
19 負担金補助 及び交付金	230	(6) 福祉協会負担金	1

議案第9号

平成27年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成27年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	319,385 千円	△429 千円	318,956 千円
第1項 営業費用	297,152 千円	△429 千円	296,723 千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	29,210 千円	△429 千円	28,781 千円

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 水道事業費用	1. 営業費用	3. 総係費		319,385	△ 429	318,956	給与改定及び人事異動に伴う給与調整 共済組合負担金 △266 退職手当組合負担金等 △197 社会保険料 87
				297,152	△ 429	296,723	
				48,531	△ 429	48,102	
			給料	14,299	△ 421	13,878	
			手当	6,432	368	6,800	
			法定福利費	6,551	△ 376	6,175	

議案第10号

平成27年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成27年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	1,278,414千円	2,502千円	1,280,916千円
第1項 医業費用	1,245,535千円	2,502千円	1,248,037千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	724,283千円	2,502千円	726,785千円

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,278,414	2,502	1,280,916	人事院勧告、人事異動、職員昇格に伴う給与及び手当の支給増
	1. 医業費用			1,245,535	2,502	1,248,037	
		1. 給与費		686,483	2,502	688,985	
			看護師給	159,505	95	159,600	
			医療技術員給	39,278	30	39,308	
			事務員給	23,259	83	23,342	
			医師手当	40,566	714	41,280	
			看護師手当	77,104	7	77,111	
			医療技術員手当	22,465	6	22,471	
			事務員手当	10,323	1,533	11,856	
			労務員手当	1,373	34	1,407	

議案第11号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工 事 名	契約の方法	契約金額	契 約 先
十勝岳望岳台防災 施設建設工事	指名競争入札 による落札	円	

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
鉄筋コンクリート 平屋建て 建築面積 368.38 m ² 延床面積 303.30 m ² ・ 建築主体工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 ・ 浄化槽設備工事 各一式	自 本契約の翌日 至 平成28年9月30日	

報告第1号

専決処分について

平成27年第5回美瑛町議会定例会において議決（平成27年6月23日）された、請負契約の締結について（議案第11号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成27年11月30日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成27年11月16日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線 道路改良舗装工事 (第2工区)	同左
契約金額	79,488,000円	80,049,600円
契約先	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博	同左
変更内容		概数の精査

平成27年11月30日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

美瑛町議会総務文教常任委員会

委員長 角 和 浩 幸

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件 名	審査の結果
(議案第1号)	美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決

発議第1号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年11月30日

提出者 議員 福原輝美子
賛成者 議員 角和浩幸
賛成者 議員 佐藤晴観

提案理由

人事院の給与勧告に準拠し、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。